

沿岸広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年3月16日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 路線名 大船渡広田陸前高田線
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 陸前高田市広田町字御城林83番3地先から字大陽里61番1地先まで
    - イ 陸前高田市小友町字浦田40番2地先から字金田179番地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成30年3月16日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
    - イ 期間 平成30年3月16日から同年4月16日まで
- 2（1） 路線名 吉里吉里釜石線
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 釜石市片岸町第10地割131番1地先から110番10地先まで
    - イ 釜石市片岸町第10地割110番1地先から110番10地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成30年3月16日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
    - イ 期間 平成30年3月16日から同年4月16日まで